

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
行政機関等の名称	相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）による事務のため	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5本籍・国籍、6個人番号、7住民票コード・宛名番号、8親族関係、9婚姻	
記録範囲	相馬市電子計算組織に入力されている者全員	
記録情報の収集方法	本人からの申告・申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	各官公署・各市区町村・J-LIS	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）企画政策部企画政策課	
	（所在地）相馬市中村字北町63番地の3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	